



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)4月17日
号外第2号
月 曜 日

定日発行 毎月 1日、15日 2回

目 次

- 規則
 - 34 彦根市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 1
 - 35 彦根市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 7
 - 36 彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 8
 - 37 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 8
 - 38 彦根市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則 17
 - 39 彦根市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則 17
 - 40 彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 18
 - 41 彦根市暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規則 35
 - 42 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則 36
 - 43 彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 36
 - 44 彦根市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則..... 37
- 訓令
 - 9 彦根市職員の再任用に関する規程を廃止する訓令 37
- 病院事業管理規程
 - 5 彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 37
 - 5の2 彦根市病院事業技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程..... 39
 - 5の3 彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程 40

規則

彦根市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第34号

彦根市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の定年等に関する規則(平成13年彦根市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定に基づき」を「の定めるところにより」に改める。

第3条中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書」に、「勤務延長の期限延長承認申請書(別記様式第1号)」を「異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書(別記様式第1号)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により承認を得ようとする場合は、勤務延長の期限延長承認申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次条に規定する書面を添付するものとする。

第5条中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改める。

第6条中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、「係る勤務延長」の次に「(条例第4条第1項ただし書の規定による市長の承認を得たものを除く。)」を加える。

第6条の次に次の見出しおよび6条を加える。

(異動期間の延長)

第7条 任命権者は、条例第9条の規定により異動期間の延長を行う場合には、職員に対し、そ

の旨を明示した書面を交付しなければならない。条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする

第8条 条例第10条に規定する職員の同意は、それぞれ書面によって得なければならない。

第9条 任命権者は、条例第9条第2項または第4項の規定により承認を得ようとする場合は、異動期間の延長承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、前条の書面を添付するものとする。

(異動期間の延長の状況報告)

第10条 任命権者は、毎年5月末日までに、異動期間延長の状況報告書(別記様式第6号)を提出して、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項または第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第11条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、保育園長および幼稚園長の職とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の選考)

第12条 条例第13条に規定する規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験または資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第3条関係)

号

年 月 日

彦根市長 様

任命権者

異動期間を延長した職員の勤務延長の期限延長承認申請書

彦根市職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、勤務延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

期限延長予定者	氏名		生年月日	
	所属		給	料
	職名		職給料表 等級 号給 円	
	職種			
	定年年齢		定年退職日	
	管理監督職 上限年齢		延長前の異動 期間の末日	

	異動期間の延長の根拠条項		異動期間延長の理由	
期限延長の理由	勤務延長期限	年 月 日までを 年 月 日まで延長する。		
	理由			

様式第2号(第3条関係)

号
年 月 日

彦根市長 様

任命権者 _____

勤務延長の期限延長承認申請書

彦根市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長について、下記のとおり申請します。

記

期限延長予定者	氏名		生年月日	
	所属		給料	
	職名		職給料表	
	職種		等級	号給 円
	定年年齢		定年退職日	

期限延長の理由	勤務延長期限	年 月 日までを 年 月 日まで延長する。		
	理由			

様式第3号(第5条関係)

号
日

年 月

彦根市長 様

任命権者

勤務延長職員の転任承認申請書

彦根市職員の定年等に関する規則第5条の規定により、勤務延長職員の転任の承認について、下記のとおり申請します。

記

転 任 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	
	所 属		給 料	職給料表 等級 号給 円
	職 名			
	職 種			
	定 年 年 齢		定年退職日	
	勤務延長期限	年 月 日から 年 月 日まで		
転 任 後 の 職	所 属		給 料	職給料表 等級 号給 円
	職 名			
	職 種			
	職 務 内 容			
	定 年 年 齢		定年退職日	
	発令予定日			
	転任させる理由			

別記様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第4号(第6条関係)

号
日

年 月

彦根市長 様

任命権者

勤務延長の状況報告書

彦根市職員の定年等に関する規則第6条の規定により、勤務延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

氏名	所属	職名	生年月日	給料		定年年齢	定年退職日	勤務延長の期限	職務内容	勤務延長した理由	備考
				給料表	等級・給号						

様式第5号(第9条関係)

号

年 月 日

彦根市長 様

任命権者

異動期間の延長承認申請書

彦根市職員の定年等に関する条例第9条第2項または第4項の規定により、異動期間の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

異動期間延長予定者	氏名		生年月日	
	所属		給料	料
	職名		職給料表	
	職種		等級	号給 円
	定年年齢		定年退職日	
	延長前の異動期間の末日			
	延長後の異動期間の末日			
	異動期間延長の理由			
をさらに延長する理由	異動期間延長期限	年 月 日までを 年 月 日まで延長する。		
	理由			

様式第 6 号(第 10 条関係)

号
日

年 月

彦根市長 様

任命権者

異動期間延長の状況報告書

彦根市職員の定年等に関する規則第 10 条の規定により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の勤務延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

氏名	所属	職名	生年月日	給料		定年年齢	定年退職日	延長前の異動期間の末日	職務内容	異動期間を延長した理由	備考
				給料表	等級・号給			延長後の異動期間の末日			

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の彦根市職員の定年等に関する規則第 3 条から第 6 条までの規定は、彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年彦根市条例第 26 号)(以下「令和 4 年改正条例」という。)付則第 2 条の規定による勤務延長(令和 4 年改正条例による改正後の彦根市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 3 号。以下「新条例」という。)第 4 条の規定により引き続いて勤務させることをいう。)について準用する。
- 3 令和 4 年改正条例付則第 3 項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項および次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下この項および次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、令和 4 年改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 4 令和 4 年改正条例付則第 3 項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、旧条例第 3 条に規定する定年)に達している職員とする。
- 5 令和 4 年改正条例付則第 5 項、第 6 項、第 10 項および第 11 項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
 - (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用することをいう。

- 以下同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験または資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 6 令和4年改正条例付則第9項または令和4年改正条例付則第12項において準用する令和4年改正条例付則第9項に規定する職員の同意は、それぞれ書面によって得なければならない。
 - 7 任命権者は、暫定再任用を行う場合または令和4年改正条例付則第7項もしくは令和4年改正条例付則第12項において準用する令和4年改正条例付則第7項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。
 - 8 令和4年改正条例付則第20項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
 - 9 令和4年改正条例付則第20項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
 - 10 令和4年改正条例付則第20項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、付則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(令和4年改正条例付則第20項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

彦根市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第35号

彦根市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の退職管理に関する規則(平成28年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第17条中「60条第5号」を「第60条第5号」に改める。

第22条第2号中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員は、改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の彦根市職員の退職管理に関する規則(平成28年彦根市規則第24号。以下「新規則」という。)第22条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第22条の規定の適用につ

いては、なお従前の例による。

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第36号

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年彦根市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条第1号および第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の2中「第28条の5第1項または第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。)または短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員および短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の4第1項中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同項第1号および第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条第3項および第28条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、この規則による改正後の彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「新勤務時間規則」という。)第9条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、この規則による新勤務時間規則第9条の2、第11条、第11条の3第1項および第4項(第2号に係る部分に限る。)、第11条の4第1項、第27条第3項ならびに第28条の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員に対する新勤務時間規則第11条の2の規定の適用については、同条中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項」とする。

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第37号

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の給与に関する規則(昭和47年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の4中「育児休業法第18条第1項」の次に「または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を加え、「以下「任期付短時間勤務職員」を「以下これらを「任期付短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第14条第1項中「4,337円」を「4,360円」に改める。

第16条第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第2項中「時間数」の次に「(育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その時間数に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間数)」を加える。

付則第2項の見出し中「再任用職員」を「暫定再任用職員」に、「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改め、同項中「当分の間」を「令和6年3月31日までの間」に、「再任用職員に」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に」に、「彦根市再任用職員の級別職務の標準に関する規則(平成27年彦根市規則第5号)」を「彦根市暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規則(令和5年彦根市規則第41号)」に改める。

付則に次の4項、見出しおよび4項、見出しおよび6項、見出しおよび8項、見出しおよび4項、見出しおよび4項ならびに2項を加える。

(条例付則第19項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の特例)

9 育児休業条例付則第5項の規定により読み替えられた条例付則第19項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(条例付則第19項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当支給額)

10 条例付則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第14条の3第1項および第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項および第3項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(勤務1時間当たりの給与額に関する特例)

11 当分の間、第31条第1項の規定の適用については、同項中「受けるべき給料の月額」とあるのは、「受けるべき給料の月額(条例付則第21項、第23項および第24項の規定による給料を含む。)」とする。

(条例付則第21項の規則で定める職員)

12 条例付則第21項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例付則第21項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項または第2項の規定により異動期間(法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。))をいう。以下同じ。)を延長された管理監督職(法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。)を占める職員をいう。以下同じ。)または第3項特例任用職員(同条第3項または第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったもの(以下「特例任用後降任等職員」という。)を除く。)のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動(条例第3条の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年彦根市規則第39号。以下「初任給等規則」という。)別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。)をした職員

イ 異動日から特定日(条例付則第19項に規定する特定日をいう。以下同じ。)までの間に降格(初任給等規則第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定す

る他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。以下同じ。)または降号(初任給等規則第2条第4号に規定する降号をいう。以下同じ)をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児休業法第10条第1項または同法第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額または減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員(他の職への降任等をされた職員に対する条例付則第23項の規定による給料の支給)

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および次項において「第13項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第15項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第13項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の同日のその者の号給等(当該職員に適用される給料表ならびにその職務の級および号給をいう。以下同じ。)に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる

給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額(条例第5条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(育児短時間勤務等をしている職員にあっては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。以下同じ。)を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第13項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 15 第13項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第13項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第13項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 16 第13項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第23項の規定による給料として支給する。
(特例任用後降任等職員に対する条例付則第23項の規定による給料の支給)
- 17 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第17項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(第19項各号、第21項および第22項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第17項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項の規定による給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第17項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 19 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第21項において「第19項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第21項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第19項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第23項の規定による給料として支給する。
- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き

適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。)または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第19項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 21 第19項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第19項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第19項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 22 第19項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第23項の規定による給料として支給する。
(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例付則第24項の規定による給料の支給)
- 23 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この項、第26項、第27項および第30項において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員ま

たは第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第26項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この項、第25項から第27項まで、第29項および第30項において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第26項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第25項において「第23項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第23項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。

- 24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第23項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 25 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第23項基礎給料月額は、第23項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 26 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第19項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格または降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - (4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員
- 27 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第30項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第29項において「第27項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第27項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第27項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 29 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用さ

れる第27項基礎給料月額、第27項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

30 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。)または降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する条例付則第24項の規定による給料の支給)

31 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間において、降格(初任給等規則第17条第3項の規定によるものに限る。)をされた職員または給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この項、第33項および第34項において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第34項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項、第33項および第34項において同じ。)に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第33項において「第31項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、第31項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

32 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第31項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

33 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職

員について適用される第31項基礎給料月額、第31項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 34 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第19項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任または転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。)または降号をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員
- (人事交流等職員に対する条例付則第24項の規定による給料の支給)
- 35 初任給等規則第13条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この項、第37項および第38項において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項および第38項において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この項、第37項および第38項において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第38項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例付則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が条例付則第19項に規定する年齢に達した日後における最初の4月1日(以下この項および第37項において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例付則第19項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第37項において「第35項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第35項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第24項の規定による給料として支給する。
- 36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第35項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 37 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第35項基礎給料月額は、第35項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 38 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第19項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第24項の規定

による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員または第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第13条第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったものおよびこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格または降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難しい場合の措置)

39 条例付則第21項、第23項または第24項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

40 この規則に定めるもののほか、条例付則第21項、第23項または第24項の規定による給料の支給に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正後の給与規則第14条の3における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員(彦根市職員の定年等に関する条例(昭和58年彦根市条例第3号)第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、この規則による改正後の給与規則第14条の3第1項および第3項ならびに付則第2項の規定を適用する。

(改正後の給与規則第16条および第18条における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

3 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第16条および第18条の規定を適用する。

(改正後の給与規則第27条および第27条の2における暫定再任用職員に関する経過措置)

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第27条および第27条の2の規定を適用する。

(改正後の給与規則第31条における暫定再任用職員短時間勤務職員に関する経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第31条第2項の規定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

6 彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)(以下「令和4年改正条例」という。)付則第24項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)(以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算)

7 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例付則第25項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例付則第24項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正条例付則第23項

(雑則)

- 8 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

彦根市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第38号

彦根市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

彦根市職員管理職手当支給規則(昭和40年彦根市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「定める額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「職務の級」の次に「およびその職」を加え、「定める職および額」を「定める額」に改め、「(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」および「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「職務の級」の次に「およびその職」を加え、「定める職および額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「定める額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

付則第6項の見出し中「再任用職員」を「暫定再任用職員」に改め、同項中「当分の間」を「令和6年3月31日までの間」に、「再任用職員に」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に」に、「彦根市再任用職員の級別職務の標準に関する規則(平成27年彦根市規則第5号)」を「彦根市暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規則(令和5年彦根市規則第41号)」に、「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員」に改める。

付則に次の1項を加える。

(条例付則第19項の規定の適用を受ける職員の管理職手当支給額)

- 7 条例付則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第1条第1項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

付則別表中「(付則第7項関係)」を「(付則第6項関係)」に改める。

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の第1条第1項に規定する管理職手当の額については、当該職員に適用される給料表の別ならびに当該職員の属する職務の級およびその職に応じ、別表第2に定める額とする。
- 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第1条第1項第2号の規定を適用する。

彦根市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 39 号

彦根市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の分限に関する規則(平成 14 年彦根市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 10 条」に改める。

第 2 条第 1 項および第 3 条中「第 2 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 2 項」を「第 6 項第 2 項」に改める。

第 7 条中「第 3 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の 1 項を加える。

(条例付則第 4 項の規定による通知)

- 2 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)付則第 19 項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、書面の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 40 号

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 40 年彦根市規則第 39 号)の一部を次のように改正する。

目次中「昇給」の次に「および降号」を加え、「第 34 条」を「第 34 条の 2」に改める。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第 17 条を次のように改める。

(降格)

第 17 条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果または勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第 1 項の規定により当該職員を降格させることができる。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(降格の場合の号給)

第 17 条の 2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 6 の 2 に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合において当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前 2 項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定すること

ができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 昇給および降号

第29条第6項中「別表第6の2」を「別表第6の3」に改める。

第5章中第34条の次に次の1条を加える。

(降号)

第34条の2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、最低の号給)とする。

別表第6イおよびウを次のように改め、同表エを削る。

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	2級(調整)	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1

36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	41	15	43	1
52	42	16	44	1
53	42	17	45	1
54	42	18	46	1
55	43	19	47	1
56	43	20	48	1
57	43	21	49	1
58	44	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	54	43	71	20
80	54	44	72	20
81	55	45	73	21

82	55	46	74	21
83	56	47	75	21
84	56	48	76	21
85	57	49	77	21
86	58	50	78	22
87	59	51	79	22
88	60	52	80	22
89	61	53	81	22
90	61	54	82	22
91	61	55	83	23
92	62	56	84	23
93	62	57	84	23
94	62	58	84	
95	63	59	84	
96	63	60	84	
97	63	61	84	
98	64	62	84	
99	64	63	84	
100	64	64	84	
101	65	65	84	
102	65	66	85	
103	65	67	86	
104	65	68	87	
105	65	69	87	
106	65	70	88	
107	65	71	89	
108	66	72	90	
109	66	73	91	
110	66	74	92	
111	66	75	93	
112	66	76	93	
113	66	77	93	
114	66	78	93	
115	67	79	93	
116	67	80	93	
117	67	81	93	
118	67	82		
119	67	83		
120	67	84		
121	67	85		
122	68	86		
123	68	87		
124	68	88		
125	68	89		

126		90		
127		91		
128		92		
129		93		
130		94		
131		95		
132		96		
133		96		
134		96		
135		96		
136		96		
137		96		
138		96		
139		96		
140		96		
141		96		
142		96		
143		96		
144		96		
145		96		
146		96		
147		96		
148		96		
149		96		
150		96		
151		96		
152		96		
153		96		
154		96		
155		96		
156		97		
157		98		

備考 2級以下の級から3級以上の級へ昇格する場合には、2級(調整)への昇格が行われた後に3級への昇格が行われたものとして取り扱うものとする。

ウ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1

10	1	1	2	1
11	1	1	3	1
12	1	1	4	1
13	1	1	5	1
14	1	1	6	1
15	1	1	7	1
16	1	1	8	1
17	1	1	9	1
18	1	1	10	2
19	1	1	11	3
20	1	1	12	4
21	1	1	13	5
22	1	1	14	6
23	1	1	15	7
24	1	1	16	8
25	1	1	17	9
26	2	2	18	10
27	3	3	19	11
28	4	4	20	12
29	5	5	21	13
30	6	6	22	14
31	7	7	23	15
32	8	8	24	16
33	9	9	25	17
34	10	10	26	18
35	11	11	27	19
36	12	12	28	20
37	13	13	29	21
38	14	14	30	22
39	15	15	31	23
40	16	16	32	24
41	17	17	33	25
42	18	18	33	26
43	19	19	34	27
44	20	20	34	28
45	21	21	35	29
46	21	22	35	30
47	22	23	36	31
48	22	24	36	32
49	23	25	37	33
50	23	26	38	34
51	24	27	39	35
52	24	28	40	36
53	25	29	41	37
54	25	30	41	38
55	26	31	41	39
56	26	32	42	40
57	27	33	42	41

58	27	34	42	41
59	28	35	43	42
60	28	36	43	42
61	29	37	43	43
62	29	38	44	43
63	30	39	44	44
64	30	40	44	44
65	31	41	45	45
66	31	42	45	45
67	32	43	45	46
68	32	44	45	46
69	33	45	45	47
70	34	46	46	47
71	35	47	46	48
72	36	48	46	48
73	37	49	46	49
74	37	50	46	49
75	38	51	47	50
76	38	52	47	50
77	39	53	47	50
78	39	54	47	50
79	40	55	47	50
80	40	56	47	50
81	41	57	47	50
82	42	57	48	50
83	43	58	48	50
84	44	58	48	50
85	45	59	48	51
86	45	59	48	51
87	46	60	48	51
88	46	60	48	51
89	47	61	49	51
90	47	61	49	51
91	48	62	49	51
92	48	62	49	51
93	49	63	49	51
94	49	63		
95	50	64		
96	50	64		
97	51	65		
98	51	65		
99	52	66		
100	52	66		
101	53	67		
102	53	67		

103	53	68		
104	53	68		
105	54	68		
106	54	68		
107	54	68		
108	54	68		
109	55	68		
110	55	68		
111	55	68		
112	55	68		
113	56	68		
114	56	68		
115	56	68		
116	56	68		
117	57	68		
118	57	68		
119	57	68		
120	57	68		
121	58	68		
122	58			
123	58			
124	58			
125	59			
126	59			
127	59			
128	59			
129	60			
130	60			
131	60			
132	60			
133	61			
134	61			
135	61			
136	61			
137	61			
138	61			
139	61			
140	62			
141	62			
142	62			
143	62			
144	62			
145	62			
146	62			
147	63			

148	63			
149	63			
150	63			
151	63			
152	63			
153	63			

別表第 6 備考を削る。

別表第 6 の 2 を別表第 6 の 3 とし、別表第 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 の 2(第 17 条の 2 関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38
24	56	40	40	32	32	40
25	59	41	41	33	33	42
26	62	42	42	34	34	44
27	65	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	70	45	45	37	37	52
30	72	46	46	38	38	56
31	74	47	47	39	39	67
32	76	48	48	40	40	80
33	78	49	49	41	41	82

34	80	50	50	42	42	84
35	82	51	51	43	43	85
36	84	52	52	44	44	85
37	86	53	53	45	45	85
38	88	54	54	46	46	85
39	90	55	55	47	47	85
40	92	56	56	48	48	85
41	93	58	57	49	50	85
42	93	60	58	50	52	85
43	93	62	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	76	75	57	66	85
50	93	80	78	58	76	85
51	93	84	81	59	88	85
52	93	88	84	60	92	85
53	93	93	88	61	93	85
54	93	98	92	62	93	85
55	93	103	97	63	93	85
56	93	109	102	64	93	85
57	93	115	107	65	93	85
58	93	121	112	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	

80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					

125	93				
-----	----	--	--	--	--

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	2級(調整)	3級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	10	39	11	59
4	11	40	12	60
5	12	41	13	61
6	13	42	14	62
7	14	43	15	63
8	15	44	16	64
9	16	45	17	65
10	17	46	18	66
11	18	47	19	67
12	19	48	20	68
13	20	49	21	69
14	21	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	93
24	32	60	32	93
25	33	61	33	93
26	34	62	34	93
27	35	63	35	93
28	36	64	36	93
29	37	65	37	93
30	38	66	38	93
31	39	67	39	93
32	40	68	40	93
33	41	69	41	93
34	42	70	42	93
35	43	71	43	93
36	44	72	44	93
37	45	73	45	93
38	46	74	46	
39	47	75	47	
40	48	76	48	
41	51	77	49	
42	54	78	50	

43	57	79	51	
44	60	80	52	
45	62	81	53	
46	64	82	54	
47	66	83	55	
48	68	84	56	
49	70	85	57	
50	72	86	58	
51	74	87	59	
52	76	88	60	
53	78	89	61	
54	80	90	62	
55	82	91	63	
56	84	92	64	
57	85	93	65	
58	86	94	66	
59	87	95	67	
60	88	96	68	
61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	
66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	81	
74	125	110	82	
75	125	111	83	
76	125	112	84	
77	125	113	85	
78	125	114	86	
79	125	115	87	
80	125	116	88	
81	125	117	89	
82	125	118	90	
83	125	119	91	
84	125	120	101	
85	125	121	102	
86	125	122	103	
87	125	123	105	
88	125	124	106	
89	125	125	107	

90	125	126	108	
91	125	127	109	
92	125	128	110	
93	125	129	117	
94	125	130		
95	125	131		
96	125	155		
97	125	156		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			

135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

備考 3級以上の級から2級以下の級へ降格する場合には、2級(調整)への降格が行われた後に2級への降格が行われたものとして取り扱うものとする。

ウ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	25	9	17
2	26	26	10	18
3	27	27	11	19
4	28	28	12	20
5	29	29	13	21
6	30	30	14	22
7	31	31	15	23
8	32	32	16	24
9	33	33	17	25
10	34	34	18	26
11	35	35	19	27
12	36	36	20	28
13	37	37	21	29
14	38	38	22	30
15	39	39	23	31
16	40	40	24	32
17	41	41	25	33
18	42	42	26	34

19	43	43	27	35
20	44	44	28	36
21	46	45	29	37
22	48	46	30	38
23	50	47	31	39
24	52	48	32	40
25	54	49	33	41
26	56	50	34	42
27	58	51	35	43
28	60	52	36	44
29	62	53	37	45
30	64	54	38	46
31	66	55	39	47
32	68	56	40	48
33	69	57	42	49
34	70	58	44	50
35	71	59	46	51
36	72	60	48	52
37	74	61	49	53
38	76	62	50	54
39	78	63	51	55
40	80	64	52	56
41	81	65	55	58
42	82	66	58	60
43	83	67	61	62
44	84	68	64	64
45	86	69	69	66
46	88	70	74	68
47	90	71	81	70
48	92	72	88	72
49	94	73	93	74
50	96	74	93	84
51	98	75	93	93
52	100	76	93	93
53	104	77	93	93
54	108	78	93	93
55	112	79	93	93
56	116	80	93	93
57	120	82	93	93
58	124	84	93	93
59	128	86	93	93
60	132	88	93	93
61	139	90	93	93
62	146	92	93	93
63	153	94	93	93
64	153	96	93	93

65	153	98	93	93
66	153	100	93	93
67	153	102	93	93
68	153	121	93	93
69	153	121	93	93
70	153	121	93	93
71	153	121	93	93
72	153	121	93	93
73	153	121	93	93
74	153	121	93	93
75	153	121	93	93
76	153	121	93	93
77	153	121	93	93
78	153	121	93	
79	153	121	93	
80	153	121	93	
81	153	121	93	
82	153	121	93	
83	153	121	93	
84	153	121	93	
85	153	121	93	
86	153	121	93	
87	153	121	93	
88	153	121	93	
89	153	121	93	
90	153	121	93	
91	153	121	93	
92	153	121	93	
93	153	121	93	
94	153			
95	153			
96	153			
97	153			
98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			
103	153			
104	153			
105	153			
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			

110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

別表第7中「第6条第1項」を「第6条」に、「第1条の2第1項の」を「第3条第1項の」に、「第11条」を「第15条第2項」に、「第1条の2第2項」を「第3条第2項」に、「第1条の2第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第41号

彦根市暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号。以下「給与条例」という。))第3条第3号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員を除く。以下「暫定再任用職員」という。)の職務の級の分類に当たって基準となるべき標準的な職務について定めるものとする。

(暫定再任用職員の職務の分類)

第2条 暫定再任用職員の職務は、給与条例第4条(彦根市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成19年彦根市規則第63号)第5条第3項および第4項の規定によりその例による場合を含む。)に規定する級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)に定める職務の内容にかかわらず、別表に掲げる標準的な職務の内容を基準として、それぞれの職務の級に分類するものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(彦根市再任用職員の級別職務の標準に関する規則の廃止)

3 彦根市再任用職員の級別職務の標準に関する規則(平成27年彦根市規則第5号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

1 行政職給料表暫定再任用職員(技能労務職員を含む。)級別標準職務表

職務の級	職務の内容
------	-------

1 級	給与条例別表第 5 の 1 の表 1 級に掲げる職務と同程度の職務
2 級	給与条例別表第 5 の 1 の表 2 級から 5 級までに掲げる職務と同程度の職務
3 級	給与条例別表第 5 の 1 の表 6 級に掲げる職務と同程度の職務
4 級	給与条例別表第 5 の 1 の表 6 級に掲げる職務と同程度の職務であって、かつ、 相当な経験を必要とする職務

2 幼児教育職給料表暫定再任用職員級別標準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	給与条例別表第 5 の 4 の表 1 級に掲げる職務と同程度の職務
2 級	給与条例別表第 5 の 4 の表 2 級から 4 級までに掲げる職務と同程度の職務
3 級	給与条例別表第 5 の 4 の表 5 級に掲げる職務と同程度の職務
4 級	給与条例別表第 5 の 4 の表 5 級に掲げる職務と同程度の職務であって、かつ、 相当な経験を必要とする職務

職員級の級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 42 号

職員級の級別職務に関する規則の一部を改正する規則

職員級の級別職務に関する規則(平成 28 年彦根市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表幼児教育職給料表級別職務表 2 級の項中

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 相当高度の知識または
経験を必要とする保育士の
職務 |
| (2) 相当高度の知識または
経験を必要とする教諭の職
務 |

を

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 相当高度の知識または
経験を必要とする保育士
の職務 |
| (2) 相当高度の知識または
経験を必要とする教諭の
職務 |
| (3) 主任主事の職務 |

に改め、同表 4 級の項中

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 相当高度の知識または
経験を必要とする副主査の
職務 |
| (2) 主査の職務 |
| (3) 係長の職務 |
| (4) 主任保育士の職務 |
| (5) 主任教諭の職務 |

を

に改める。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 相当高度の知識または
経験を必要とする副主査の
職務 |
| (2) 主査の職務 |
| (3) 係長の職務 |
| (4) 主任保育士の職務 |
| (5) 主任教諭の職務 |
| (6) 副主任保育士の職務 |
| (7) 主務の職務 |

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第43号

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の育児休業等に関する規則(平成4年彦根市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第44号

彦根市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

彦根市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成19年彦根市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削り、同条第4項中「第28条の5第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に、「第6条の2」を「第6条第9項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員の給料月額、彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の適用を受ける職員の例による。
- 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の第5条第3項の規定を適用する。

訓 令

彦根市訓令第9号

彦根市職員の再任用に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市職員の再任用に関する規程を廃止する訓令

彦根市職員の再任用に関する規程(昭和27年彦根市訓令第2号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第5号

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「第22条の4第3項に

規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))に改め、「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、「勤務時間条例第 2 条第 4 項」を「同条例第 2 条第 4 項」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別および当該職員の属する職務の級に応じ、別表第 5 に定める職に規定する額に彦根市病院事業職員就業規程第 9 条の規定により準用する彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数が切り捨てた額とする。)付則に次の 1 項を加える。

(定年引上げに伴う管理職手当の特例)

6 第 16 条の規定によりその例による彦根市職員の給与に関する条例付則第 19 項の適用を受ける職員に対する第 4 条の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」とする。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第 2 の 1 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、別表第 2 の 2 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第 2 の 3 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第 3 の 1 の表 4 級の項に次の 1 号を加える。

(3) 主務の職務

別表第 3 の 2(1)の表 4 級の項を次のように改める。

4 級	(1) 相当な経験を必要とする病院部長の職務 (2) 病院主任部長の職務 (3) 病院診療局長の職務 (4) 病院地域連携センター長の職務 (5) 病院副院長の職務 (6) 病院長代理の職務
-----	--

別表第 3 の 2(2)の表 4 級の項を次のように改める。

4 級	(1) 相当な経験を必要とする病院各科主任の職務 (2) 相当な経験を必要とする病院薬剤部各課主任の職務 (3) 病院各科主査の職務 (4) 病院各科主務の職務 (5) 病院薬剤部各課主査の職務 (6) 病院薬剤部各課主務の職務 (7) 病院各科科長補佐の職務 (8) 病院薬剤部各課副主幹の職務 (9) 病院薬剤部各課課長補佐の職務
-----	---

別表第3の2(3)の表4級の項に次の1号を加える。

(4) 病院看護科および地域連携センター各室主務の職務

別表第6の1の表病院において宿直勤務に服したとき。の項および病院において日直勤務に服したとき。の項を次のように改める。

病院において宿直勤務に服したとき。	医師 歯科医師	20,000円
病院において日直勤務に服したとき。	医師 歯科医師	15,000円

別表第6の2の表院内待機のとき。の項および自宅待機のとき。の項を次のように改める。

院内待機のとき。	脳神経外科医師	昼間	15,000円
		夜間	20,000円
自宅待機のとき。	医師(産婦人科 医師を除く。) 歯科医師	昼間	3,000円
		夜間	4,000円
	診療放射線技師 臨床工学技士 看護師 助産師 准看護師	昼間	2,500円
		夜間	2,500円

付 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第6の2の表自宅待機のとき。の項の改正規定は、同年5月8日から施行する。

(経過措置)

- 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの規程による改正後の彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第18号。以下「新規規程」という。)第2条に規定する給料表(次項において「給料表」という。)の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、彦根市病院事業職員就業規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第13号)第9条の規定により準用する彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年彦根市条例第27号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 暫定再任用職員に係る管理職手当の額については、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員とみなして、新規規程第4条第1号の規定を適用する。
- 暫定再任用短時間勤務職員に係る管理職手当の額については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程第4条第2号の規定を適用する。

彦根市病院事業管理規程第5号の2

彦根市病院事業技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員の給料月額は、彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 18 号)の適用を受ける職員の例による。
- 3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の第 4 条第 3 項の規定を適用する。

彦根市病院事業管理規程第 5 号の 3

彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された彦根市病院事業に従事する職員(彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 18 号。以下「給与規程」という。)第 2 条第 2 号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下「暫定再任用職員」という。)の職務の級の分類に当たって基準となるべき標準的な職務について定めるものとする。

(暫定再任用職員の職務の分類)

第 2 条 暫定再任用職員(次項に規定する者を除く。)の職務は、令和 6 年 3 月 31 日までの間、給与規程第 3 条(彦根市病院事業技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 19 号)第 4 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。)に規定する級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)に定める職務の内容にかかわらず、別表に掲げる標準的な職務の内容を基準として、それぞれの職務の級に分類するものとする。

2 給与規程第 2 条第 2 号イに規定する医療職給料表(2)および同号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける暫定再任用職員の職務は、当分の間、級別標準職務表に定める職務の内容にかかわらず、その職務の級を 2 級に分類する。ただし、職務の内容の複雑、困難および責任の度から特に必要と認める場合は、級別標準職務表に掲げる標準的な職務の内容を基準として、それぞれの職務の級に分類することができる。

(その他)

第 3 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市病院事業再任用職員の級別職務の標準に関する規程の廃止)

2 彦根市病院事業再任用職員の級別職務の標準に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 24 号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

職務の級	職務の内容
1級	給与規程別表第3の行政職給料表級別標準職務表1級に掲げる職務と同程度の職務
2級	給与規程別表第3の行政職給料表級別標準職務表2級から5級までに掲げる職務と同程度の職務
3級	給与規程別表第3の行政職給料表級別標準職務表6級に掲げる職務と同程度の職務
4級	給与規程別表第3の行政職給料表級別標準職務表6級に掲げる職務と同程度の職務であつて、かつ、相当な経験を必要とする職務
